

此花区区政推進基金事業実施要綱

制定平 25 . 4 . 1
最近改正令 6 . 10 . 2

第 1 条（趣旨）

この要綱は、此花区において、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を財源として実施する事業（以下「基金充当事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（基金充当事業）

此花区において、基金充当事業は、大阪市区政推進基金条例（平成 25 年大阪市区条例第 69 号）第 1 条に基づき、此花区のめざす将来像の実現に向けた施策の推進その他区のまちづくりに係る次の各号に掲げる事業のうち、此花区長（以下、「区長」という。）が、本市の他の施策との整合性に配慮したうえで、区の特性に適合し、かつ、区域の活性化及び特色ある区域づくりに資すると認める事業とする。

- （1）日頃から区民一人ひとりが災害に対する備えを行い、地震や津波が発生した際には区民全員が安全に避難できるまちづくりに関する事業
- （2）見守り等の取組が日常化し、犯罪が少なく安心して生活できるまちづくりに関する事業
- （3）子育てがしやすく、子どもの生活習慣や学習習慣が確立され、未来へ向けた子ども達の育成ができるまちづくりに関する事業
- （4）声かけ・見守り・助け合いが日常化し、笑顔でつながりいきいきと暮らせるまちづくりに関する事業
- （5）区民がそれぞれ健康づくりの取組を行い、健やかに暮らせるまちづくり及びスポーツの普及・啓発に関する事業
- （6）思いやりのある、住み心地のよいまちづくりに関する事業
- （7）元気な姿と笑顔にあふれ、地域のコミュニケーションも盛んで、区民が愛着を持っているまちづくり（正蓮寺川公園を中心としたまちづくりなど）に関する事業
- （8）区民に身近な行政機関として、区民の意見を区政に反映し、市民満足度の高いサービスを提供する区役所づくりに関する事業
- （9）前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに係る施策の推進に関する事業

第3条（寄附金の申込み）

第2条に定める事業に寄附をしようとする者は、様式第1号により、寄附金を申込むものとする。

第4条（市民局長との協議）

区長は、基金を事業の財源に充当しようとするときは、市民局長と事前に協議するものとする。

第4条（基金充当事業の広報）

区長は、基金充当事業の概要を区民等に広く広報し、寄付金を募集するとともに、事業の実施後には、検証の結果を広報し、区民の意見の聴取に努めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年10月2日から施行する。